

平成28年第1回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	4
	(3) 仮議席の指定	4
	(4) 議長の選挙	4
	(5) 議席の指定	5
	(6) 会議録署名議員の指名	5
	(7) 会期の決定	5
	(8) 副議長の選挙	6
	(9) 議案第1号ないし第11号、同意第1号の提出	6
	(10) 提案理由の説明	6
	(11) 議案第1号の説明、採決	9
	(12) 議案第2号の説明、採決	10
	(13) 議案第3号の説明、採決	11
	(14) 議案第4号の説明、採決	12
	(15) 議案第5号の説明、採決	13
	(16) 議案第6号の説明、採決	14
	(17) 議案第7号の説明、採決	15
	(18) 議案第8号の説明、採決	15
	(19) 議案第9号の説明、採決	16
	(20) 議案第10号の説明、採決	18
	(21) 議案第11号の説明、採決	20
	(22) 同意第1号の説明、採決	22
	(23) 閉会及び閉議の宣告	23

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成28年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年1月21日

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香

- (1) 日 時 平成28年2月23日(火) 午後2時30分
- (2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
 - ア 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - イ 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例について
 - ウ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - エ 福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
 - オ 福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例について
 - カ 福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について
 - キ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - ク 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - ケ 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - コ 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - サ 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - シ 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

2 招集年月日

平成28年2月23日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成28年2月23日 午後2時42分開会、午後4時1分開会

5 応招議員

5番 馬場 孝允君	6番 湯座 一平君	7番 大和田 昭君
8番 馬場 有君	9番 目黒 章三郎君	10番 植村 恵治君
11番 野地 久夫君	12番 長谷川 元行君	13番 片平 秀雄君
15番 下山田 和雄君	16番 佐々木 清一君	

6 不応招議員

1番 品川 萬里君	2番 清水 敏男君	3番 山口 信也君
4番 仁志田 昇司君	14番 齋藤 邦夫君	

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小林 香君	会計管理者	川村 栄司君
事務局長	三浦 辰夫君	事務局次長	蓬田 慎一君
総務課長	八巻 靖之君	業務課長	齋藤 良裕君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	仮議席の指定
日程第 3	議長の選挙
追加日程第1	議席の指定
追加日程第2	会議録署名議員の指名
追加日程第3	会期の決定
追加日程第4	副議長の選挙
追加日程第5	議案第1号ないし第11号、同意第1号の提出
追加日程第6	提案理由の説明
追加日程第7	議案第 1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第8	議案第 2号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例について
追加日程第9	議案第 3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第10	議案第 4号 福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

- | | | |
|---------|--------|---|
| 追加日程第11 | 議案第5号 | 福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例について |
| 追加日程第12 | 議案第6号 | 福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第13 | 議案第7号 | 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第14 | 議案第8号 | 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号) |
| 追加日程第15 | 議案第9号 | 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 追加日程第16 | 議案第10号 | 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 追加日程第17 | 議案第11号 | 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 追加日程第18 | 同意第1号 | 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて |

1.1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1.2 会議の経過

事務局長(三浦 辰夫君) 事務局長の三浦でございます。

本定例会において、議長、副議長が空席になっております。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第292条で準用する同法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の下山田和雄議員を、ご紹介します。

下山田議員、議長席へお着き願います。

(1) 開会の宣告

臨時議長(下山田 和雄君) ただいま、ご紹介をいただきました下山田です。

規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。

品川萬里君、清水敏男君、山口信也君、仁志田昇司君、齋藤邦夫君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時42分)

(2) 諸般の報告

臨時議長（下山田 和雄君） 日程第1、「諸般の報告」を行います。

7月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成27年8月6日に、戸川稔朗君が任期満了となりました。

これにより、平成27年7月31日告示の補欠選挙が執行され、目黒章三郎君が当選されました。

平成27年8月12日付けで、中田涼介君が辞職し、また、平成27年9月3日に、市村喜雄君が任期満了となりました。

これにより、平成27年8月28日告示の補欠選挙が執行され、野地久夫君、長谷川元行君が当選されました。

平成27年10月13日に、半澤高君が任期満了となりました。

これにより、平成27年9月29日告示の補欠選挙が執行され、片平秀雄君が当選されました。

平成27年11月19日に、渡辺利綱君、佐藤満君、杉本宜信君が任期満了となりました。

これにより、平成27年11月18日告示の補欠選挙が執行され、馬場有君、植村恵治君、佐々木清一君が当選されました。

平成27年12月31日に、和知良則君が任期満了となりました。

これにより、平成27年12月18日告示の補欠選挙が執行され、下山田和雄君が当選されました。

以上、報告を終わります。

(3) 仮議席の指定

臨時議長（下山田 和雄君） 次に、日程第2、「仮議席の指定」を行います。

今回当選された議員の議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

(4) 議長の選挙

臨時議長（下山田 和雄君） 次に、日程第3、「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（下山田 和雄君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（下山田 和雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。それでは、指名します。議長に、野地久夫君を指名します。

お諮りします。ただいま、臨時議長が指名しました野地久夫君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

臨時議長(下山田 和雄君) ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました野地久夫君が議長に当選されました。ただいま議長に当選された野地久夫君が議場におられますので、当選を告知します。野地久夫君議長、前方の演壇へ登壇願います。

議長(野地 久夫君) ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長をおおせつかりました野地久夫君でございます。

議長としての責務の重大さに身の引き締まる思いでございますが、今後も被保険者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、議員の皆様の真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。

臨時議長(下山田 和雄君) 以上で、私の臨時議長の職務を終わります。

野地久夫君議長、議長席へお着き願います。

議長(野地 久夫君) ここで、議長を交代いたします。

(5) 議席の指定

議長(野地 久夫君) お手元に配布いたしておりますとおり、本日の日程に議事日程第1号の追加1を追加いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(野地 久夫君) ご異議なしと認め、本日の日程に議事日程第1号の追加1を追加いたします。

日程第1「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された、馬場有君の議席を8番、目黒章三郎君の議席を9番、植村恵治君の議席を10番、野地久夫君の議席を11番、長谷川元行君の議席を12番、片平秀雄君の議席を13番、下山田和雄君の議席を15番、佐々木清一君の議席を16番に指定いたします。

(6) 会議録署名議員の指名

議長(野地 久夫君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、7番 大和田昭君、12番 長谷川元行君を指名いたします。

(7) 会期の決定

議長(野地 久夫君) 次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(8) 副議長の選挙

議長(野地 久夫君) 次に、日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。副議長に、片平秀雄君を指名します。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました片平秀雄君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました片平秀雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された片平秀雄君が議場におられますので、当選を告知します。片平秀雄副議長、前方の演壇へ登壇願います。

副議長(片平 秀雄君) ただいま、皆様のご推挙によりまして、副議長をおおせつかりました桑折町の片平秀雄でございます。

野地議長を補佐し、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様の御指導、ご鞭撻、御協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

(9) 議案第1号ないし第11号、同意第1号の提出

議長(野地 久夫君) 次に、日程第5「議案第1号ないし議案第11号、同意第1号」の提出を行ないます。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(10) 提案理由の説明

議長(野地 久夫君) 次に、日程第6、「提案理由の説明」を行います。

議案第1号ないし第11号、同意第1号を一括して議題といたします。広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長(小林 香君) 本日、ここに、平成28年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例に係る議案が7件、平成27年度補正予算に係る議案が2件、平成28年度当初予算に係る議案が2件、同意に係る案件が1件の合わせて、12件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療を含む医療保険制度については、今後も高齢者の医療費の増加が見込まれる中で、持続可能な制度としていく必要があり、国においては、国民健康保険の安定化や、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入などを内容としたいわゆる「医療保険制度改革法」が昨年5月に成立したことを受け、医療保険制度の財政基盤の安定化や負担の公平化、医療費適正化の推進などについて様々な検討が進められているところでございます。

これらの中には、被保険者への影響が懸念されるものもありますことから、本広域連合といたしましては、医療保険制度改革の趣旨を踏まえつつ、被保険者の急激な負担増にならないよう、国に対して現場の意見を申し上げて参りたいと考えております。

次に、保険料率の改定について申し上げます。

保険料率につきましては、財政の均衡を保つため、2年ごとに見直しを行うこととなっております。

平成28年度及び平成29年度の新しい保険料率の算定にあたりましては、平成28年度診療報酬が8年ぶりにマイナス改定となるものの、医療の高度化等の影響による医療給付費の増加や後期高齢者負担率の上昇により、保険料負担の増加が避けられない状況となるところでございましたが、平成27年度で見込まれる剰余金と県の財政安定化基金を活用することにより、現在の保険料率である「均等割額41,700円」及び「所得割率8.19%」を据え置くこととしたものでございます。

次に、被保険者の健康の保持増進のための取り組みについて申し上げます。

被保険者の健康保持増進のための保健事業をより効果的に行うため、今年度から、データヘルス計画に基づく事業の実施を始めたところでございます。今年度は、重複・頻回受診者等訪問指導事業など5つの事業で適正受診や健康意識の向上等による被保険者の健康保持増進に取り組んでまいりました。

平成28年度からは、医療・介護・健康診査のいずれのデータもない健康状態不明者への健康指導などの新たな事業を進めることにより、計画の目的とする健康寿命の延伸につなげて参りたいと考えております。

今後におきましても、本広域連合といたしましては、健全な財政運営と保険者機能の強化を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村とより一層の連携を深め、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

議案第1号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成28年度及び平成29年度保険料率を定めるとともに、保険料の軽減対象の拡大等について、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第2号、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例についてでございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開条例等について、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第3号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第4号、福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第5号、福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例についてでございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査会を設置するため、条例案を提出するものでございます。

議案第6号、福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続法等の改正により、適切な行政指導の実施等について、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第7号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第8号、平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ121万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億2,919万6千円とするものでございます。

議案第9号、平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21億5,833万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,427億801万7千円とするものでございます。

議案第10号、平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,565万4千円とするものでございます。

議案第11号、平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,395億7,550万5千円とするものでございます。

同意第1号、福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてでございますが、広域連合議会議員のうちから選任する監査委員の任期満了に伴い、監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

以上、12件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(11) 議案第1号の説明、採決

議長(野地 久夫君) 次に、日程第7「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) 議案書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。議案書では1ページから2ページに記載しておりますが、別冊のA4横判の資料1 議案説明資料にてご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度及び29年度の保険料率を定めるとともに、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減措置を継続し、かつ軽減対象を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

①ですが、平成28年度及び29年度の保険料率を、現行据置の 所得割率8.19%、均等割額41,700円と定め、それに伴い、所得割率、均等割額及び特定地域被保険者に適用する保険料の対象年度を、28年度・29年度に改正するものであります。

②は、被用者保険の被扶養者だった者に係る均等割額の9割軽減の軽減措置を、また③は、低所得者に対する保険料の8.5割の軽減措置を28年度も継続するため、いずれも附則の改正をするものでございます。

なお、その他の軽減措置につきましては本則で規定をしておりますことから、平成27年度の軽減措置はすべて28年度も継続することとなります。

次に④ですが、均等割額の5割軽減、2割軽減の対象者を拡大するため、国の改正に伴い、5割軽減対象者の所得基準額を26万5千円に、2割軽減対象者の所得基準額を48万円に引き上げるものであります。

施行日につきましては、いずれも平成28年4月1日とするものでございます。

2ページから3ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第1号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(野地 久夫君) それでは、議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

(12) 議案第2号の説明、採決

議長（野地 久夫君） 次に、日程第8「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の3ページをお開き下さい。

議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例について」、議案書では、3ページから7ページまで記載しておりますが、引き続き議案説明資料にてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

行政不服審査法の全部改正を受け、情報公開条例及び個人情報保護条例に係る不服申立てについては、情報公開・個人情報保護審査会の審議を経ることとする等のため、情報公開条例等条例の一部を改正するものでございます。

まず、情報公開条例、個人情報保護条例の主な改正内容をご説明いたします。

①の審理員制度の適用除外ですが、審理の公正性・透明性を高めるため、審理員制度が導入されましたが、本広域連合では第三者機関として、情報公開・個人情報保護審査会が既に設置されていることから、審理員制度の適用除外とするため、両条例に規定を設けるものでございます。

次に②ですが、不作為にかかる審査請求事案を審査会の諮問対象とすることを明確にするため、明文化するものでございます。

次に③ですが、弁明書の提出が義務付けされたことから、審査会へその写しを送付することを規定するものでございます。

次に④ですが、参加人について定義するものであります。

次に⑤ですが、不服申立ての手続きを審査請求に一元化されたことから、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改めるものであります。

次に⑥ですが、経過措置として、施行期日前の処分又は、不作為に係るものについては、改正前の条例の例によることとするものであります。

施行期日は、平成28年4月1日とするものであります。

以上が、情報公開条例、個人情報保護条例の主な改正内容であります。

次に、情報公開・個人情報保護審査会条例の主な改正内容についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

①ですが、参加人を定義するものでございます。

②ですが、電磁的記録の取扱いを明文化するものであります。

③ですが、審査会に提出された書類等について、審理の公正性・透明性を確保し、審査請求人等が十分に主張できるようにするため、審査会へ提出された書類等を、審査請求人等へ送付することを義務化するものでございます。

④ですが、審査会への提出資料等を審査請求人等に送付及び閲覧等する場合、支障の有無について、提出人の意見を聞く旨を明文化するものであります。

⑤ですが、反論書、意見書等の提出があった場合、審査会への送付を明文化するものがあります。

⑥ですが、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

また、施行期日を、平成28年4月1日とするものであります。

6ページから15ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第2号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（野地 久夫君） それでは、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

（13）議案第3号の説明、採決

議長（野地 久夫君） 日程第9「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページから9ページに記載しておりますが、引き続き議案説明資料にてご説明いたしますので、16ページをお開き願います。

行政不服審査法の全部改正に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

まず（1）ですが、法律番号を「平成26年法律第68号」に改めるものであります。

次に（2）ですが、不服申立ての手続きが審査請求に一元化されたこと及び、審査請求期間の延長により、引用条項を、「第18条第1項本文」に改めるものであります。

また（3）経過措置として、施行期日前の一時差止処分については、改正前の例によることとするものであります。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

17ページから18ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第3号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（野地 久夫君） それでは、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） 討論なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

（14）議案第4号の説明、採決

議長（野地 久夫君） 次に、日程第10「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の10ページをお開き願います。

議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから11ページに記載しておりますが、引き続き議案説明資料にてご説明いたしますので、19ページをお開き願います。

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営状況に関する任命権者の報告事項の異動内容を定める等のため、所要の改正を行うものであります。

まず1は、地方公務員法の一部改正に伴い規定を改めるもので、人事行政の運営の状況に関する任命権者の報告事項に、「職員の人事評価の状況」を追加するとともに、「勤務成績の評定」を削除し、施行日を平成28年4月1日とするものであります。

次に2は、行政不服審査法の全部改正に伴い規定を改めるもので、福島県人事委員会の報告事項のうち、「不利益処分に関する不服申立ての状況」の、「不服申立て」を「審査請求」に改め、施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

20ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第4号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（野地 久夫君） それでは、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

(15) 議案第5号の説明、採決

議長(野地 久夫君) 次に、日程第11「議案第5号 福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) 議案書の12ページをお開き願います。

議案第5号「福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例」についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、12ページから14ページまで記載しておりますが、引き続き議案説明資料にてご説明いたしますので、21ページをお開き願います。

行政不服審査法の全部改正に伴い、第三者機関として行政不服審査会を、事件ごとに設置することとするため、条例を制定するものでございます。

1の設置についてですが、行政不服審査法の全部改正により、各地方公共団体は諮問機関を設置することとされましたが、不服申立ての件数が少ないなどの場合は、条例で定めるところにより、事件ごとに設置できるとされております。

これまで、本広域連合に対して不服申し立てがなされたことがないこと及び、情報公開等に関する不服申し立てについては、すでに諮問機関として情報公開・個人情報保護審査会が設置されていることなどから、不服申立て件数は少ないものと考えられるため、事件ごとに設置するものでございます。

2の委員についてですが、委員は5名以内とし、事件ごとに委嘱し、任期は事件に係る審議手続きの完了までとするものでございます。

3の費用等ですが、審査請求人又は参加人は、書面等の写し又は電磁的記録の作成並びに、それらの送付に要する費用等を納付するものとするものでございます。

4の罰則について、委員に守秘義務を課すことから、秘密を洩らした者には国に準じた罰則規定を設けるものであります。

5の施行期日ですが、平成28年4月1日とするものであります。

以上が、議案第5号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(野地 久夫君) それでは、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) なければ、これをもって議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

(16) 議案第6号の説明、採決

議長（野地 久夫君） 次に、日程第12「議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の15ページをお開き願います。

議案第6号「福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページから17ページに記載しておりますが、引き続き議案説明資料にてご説明いたしますので、22ページをお開き願います。

「行政手続法」及び「行政不服審査法」の改正により、適切な行政指導等の実施及び規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

1の(1)行政指導の方式の改正は、行政指導を行う際、許認可をする権限等を行わせる旨を示すときは、根拠法令の条項や、理由等を示さなければならないこととするものであります。

(2)ですが、法律又は条例の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合、行政指導の中止等を求めることができる手続を追加するものであります。

(3)ですが、法律違反の事実を発見した場合、行政に対し是正のための処分等を求めることができる手続を追加するものであります。

(4)は、施行期日を、交付の日とするものであります。

次に2の行政不服審査法の全部改正に伴い規定を改めるものとして、「異議申立て」を「審査請求」に改め、施行期日を、平成28年4月1日とするものでございます。

23ページから26ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第6号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（野地 久夫君） それでは、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって議案第6号の質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

(17) 議案第7号の説明、採決

議長(野地 久夫君) 次に、日程第13「議案第7号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) 議案書の18ページをお開き願います。

議案第7号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページから19ページに記載しておりますが、引き続き議案説明資料にてご説明いたしますので、27ページをお開き願います。

地方公務員法の改正に伴い規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。主な内容ですが、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の項番号に変更が生じたため、引用条項を「第24条第5項」に改め、施行日を、平成28年4月1日とするものでございます。

28ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第7号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(野地 久夫君) それでは、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) なければ、これをもって議案第7号の質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
議案第7号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

(18) 議案第8号の説明、採決

議長(野地 久夫君) 次に、日程第14「議案第8号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) 議案書につきましては、別冊の「平成27年度一般会計並びに特別会計補正予算書(一般会計第2号・特別会計第2号)」をご準備ください。

1ページをお開き願います。

議案第8号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」に

つきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 121 万 8 千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 7 億 2,919 万 6 千円とするものであります。

補正予算書は、2 ページから 7 ページまでの記載となっておりますが、別冊の資料 2 「平成 27 年度補正予算説明資料」（一般会計第 2 号補正・特別会計第 2 号補正）でご説明させていただきます。1 ページをご覧ください。単位は千円でございます。

文字が小さく見にくい所もあるかと思いますが、ご了承願います。

まず歳入についてですが、主なものをご説明いたします。

上の表の右から 3 列目の第 2 号補正額の欄をご覧ください。

第 3 款財産収入 の 131 万 5 千円の減ですが、広域連合職員の借上公舎入居料が確定したことによる 35 万 9 千円の減及び、後期高齢者医療制度臨時特例基金残高の減少により、基金利子が 95 万 6 千円の減となるものでございます。

次に、歳出ですが、下の表をご覧ください。

第 3 款民生費 ですが、臨時特例基金積立金 95 万 7 千円の減は、歳入でご説明した臨時特例基金利子が減となったことに伴い、基金積立金が減となるものであります。

以上が、議案第 8 号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（野地 久夫君） それでは、議案第 8 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって議案第 8 号の質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 8 号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は、原案どおり可決されました。

(19) 議案第 9 号の説明、採決

議長（野地 久夫君） 次に、日程第 15 「議案第 9 号 平成 27 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 「平成 27 年度一般会計並びに特別会計補正予算書」9 ページをお開き願います。

議案第 9 号「平成 27 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 21 億 5,833 万 4 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2,427 億 801 万 7 千円とするものであります。

補正予算書は、10ページから19ページまでの記載となっておりますが、引き続き別冊の「平成27年度補正予算説明資料」により説明させていただきます。3ページをお開き願います。

まず、歳出の主なものからご説明させていただきます。

右から3列目の第2号補正額の欄をご覧ください。

まず、第2款保険給付費 ですが、21億8,603万2千円を増額するものであります。

主な内訳としましては、1項療養諸費 1目療養給付費 のうち

療養の給付費 13億1,880万円の増は、医療の高度化等により、当初見込みより医療費等が伸びているための増であります。

次に、入院時食事療養費 1億6,446万2千円の減は、当初見込みより実績額が低位に見込まれることによる減であります。

次に、療養費 3,193万9千円の増は、あん摩・マッサージ等の利用件数が増えていることによる増であります。

次に、2目 訪問看護療養費 2,982万円の増は、利用件数の増によるものであります。

次に、2項 高額療養諸費のうち、1目 高額療養費 10億6,462万2千円の増は、給付が増加する見込みによる増であります。

次に、2目 高額介護合算療養費 9,468万7千円の減は、当初の見込みより実績が低位に見込まれることによる減であります。

次に、5款 保健事業費 4,493万円の減は、健診受診者数が当初より減少する見込みによる減でございます。

2ページにお戻りいただきまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

右から3列目の第2号補正額の欄をご覧ください。

まず第1款市町村支出金 1目保険料等負担金では、賦課対象被保険者が当初見込みより少なかったこと及び、保険料調定額が減少したことにより、後期高齢者医療保険料が3億5,076万4千円の減となっております。

また、保険基盤安定負担金 8,929万2千円の増は、低所得者に係る保険料軽減分の1/3を市町村が負担しておりますが、軽減判定基準の見直しで軽減額が増えたこと等によるものであります。

次に、2目療養給付費負担金は、歳出でご説明いたしました保険給付費の増に伴い、市町村の定率負担分の療養給付費市町村負担金現年度分が1億7,176万9千円の増となるものであります。

次に、第2款国庫支出金ですが、保険給付費の増等により、定率負担分である1項国庫負担金 1目療養給付費負担金現年度分が、6億7,478万8千円の増、2項国庫補助金 1目調整交付金のうち普通調整交付金が8億28万8千円の増となるものであります。

また、原発事故に係る保険料の減免及び一部負担金の免除の費用は、国から特別調整交付金、及び2目後期高齢者補助金の中の 後期高齢者医療災害臨時特例補助金で補填されておりますが、その割合比率が変更になったこと等により、特別調整交付金は、3億7,790万4千円の増、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、3億3,122万5千円の減となるものであります。

次に、第3款県支出金 1項県負担金 1目療養給付費負担金現年度分ですが、保険給付費の増により、定率負担分が1億7,176万9千円の増となるものであります。

次に、2項 県財政安定化基金支出金ですが、前年度繰越金が当初より多く見込まれるため、財政安定化基金の交付を受けないことから、4億円を減とするものでございます。

次に、第4款支払基金交付金、これは現役世代からの支援金ですが、やはり保険給付費の増により8億7,283万1千円の増となるものでございます。

次に、第6款 繰入金 2億730万4千円の増は、2項基金繰入金の後期高齢者医療制度臨時特例基金の解散に伴う繰入金の増でございます。

以上が、議案第9号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（野地 久夫君） それでは、議案第9号の質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって議案第9号の質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
議案第9号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

（20）議案第10号の説明、採決

議長（野地 久夫君） 次に、日程第16「議案第10号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書につきましては、「平成28年度一般会計並びに特別会計予算書」をご準備願います。1ページをお開き願います。

議案第10号「平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億5,565万4千円と定めるものであります。

予算書は2ページから11ページまで記載してございますが、別冊の資料3「平成28年度予算説明資料」でご説明させていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。

1ページは、一般会計と特別会計の項目別の構成比とそれをグラフにしたものでございます。

2ページのA3版縦の資料の上段をご覧ください。

まず、一般会計の歳入について主なものについてご説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金 7億2,906万4千円は、構成市町村からの共通経費負担金で、前年度より4,258万6千円の増となっております。これはマイナンバー制度に係るシステムの整備費用等の増によるものです。

次に、第3款財産収入 95万6千円は、前年度より126万1千円の減となっておりますが、後期高齢者医療制度臨時特例基金が解散することにより、利子収入がなくなること等が要因になっております。

次に歳出ですが、下段の表をご覧ください。

主なものについてご説明させていただきます。

まず第1款議会費 104万4千円ですが、議員16名の報酬等であります。

前年度より9万4千円の減となりますが、議員旅費が少なく見込まれること等によるものでございます。

次に、第2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費のうち、派遣職員人件費等 7,206万7千円は、事務局長、次長、総務課職員5名の計7名分の人件費等負担金等でございます。

次に、臨時職員雇用費 656万5千円は、臨時職員3名分の賃金等ですが、県に準じて賃金単価を上げることから、前年度より24万9千円の増となっております。

次に、事務局管理運営費 1,485万8千円ですが、事務局運営に係る経費等でありまして、新地方公会計制度に伴う機器導入等のため、前年度より763万1千円の増となっております。

次に、2目 会計管理費 53万円ですが、前年度より30万8千円の増となっております。

これは、現在は給付金等を銀行から被保険者に振り込む場合、振込データを銀行に持参しておりますが、会計事務を円滑にするため、電話回線による銀行取引システムを導入するための経費の増等でございます。

次に、第3款民生費のうち後期高齢者医療事業の臨時特例基金積立金は、臨時特例基金を解散するため皆減いたしました。

次に、特別会計事務費等繰出金 5億1,639万3千円は、特別会計で執行する事業費に充てるための特別会計への繰出金で、前年度より3,340万1千円の増となっておりますが、各種事業費の増によるものであります。

次に、派遣職員人件費 1億3,384万円は、業務課職員16名分の人件費等でございます。

以上が、議案第10号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（野地 久夫君） それでは、議案第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって議案第10号の質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第10号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

(21) 議案第11号の説明、採決

議長（野地 久夫君） 次に、日程第17「議案第11号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 「平成28年度一般会計並びに特別会計予算書」の13ページをお開き願います。

議案第11号「平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,395億7,550万5千円と定めるものでございます。

次に、第2条の一時借入金でございますが、最高額を180億円（1月分給付費相当）と定めるものでございます。

次に、第3条歳出予算の流用でございますが、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めることとするものでございます。

次に、予算書は、14ページから29ページまで記載してございますが、引き続き「平成28年度予算説明資料」でご説明させていただきます。3ページをご覧ください。

3ページは特別会計予算の歳入の一覧表、4ページは歳出の一覧表となっております。

歳入歳出予算額は、議案書の第1条にありますとおり、それぞれで、2,395億7,550万5千円、前年度当初予算額より、96億円余の増となるものでございます。

5ページをお開き願います。「特別会計における財政の概要」でございますが、特別会計の歳入、歳出につきましては、この資料によりご説明させていただきます。

始めに、右側の歳出をご覧ください。グラフの中に記載してありますとおり、保険給付費が2,366億6,769万3千円で歳出全体の98.8%を占め、前年度より87億9千万円余の増となっております。これは、主に療養給付費が前年度より多く見込まれることによるものでございます。

主なものをご説明いたします。右側の四角で囲んだ保険給付費の枠をご覧ください。

療養給付費は2,267億9,898万4千円で、前年度より80億5千万円余の増となっております。

内訳ですが、①療養の給付（医科・歯科・調剤）2,206億6,713万7千円は、本人の窓口負担分を除いた医療機関等へ支払う給付分で、前年度より82億円余の増、②入院時食事・生活療養費41億3,950万8千円は、標準負担額を超えた部分の現物給付で、前年度より5千万円余の減、④補装具・柔道整復などの療養費19億9,233万8千円は、前年度より9千万円余の減となっております。

次に、訪問看護療養費5億7,190万8千円は、前年度より4千万円余の増となっております。

特別療養費、移送費は記載のとおりであります。

次に、審査支払手数料は、前年度とほぼ同額の5億223万6千円でございます。

次に、高額療養費76億5,601万2千円は、前年度より7億1千万円余の増となっております。

次の高額介護合算療養費2億5,075万2千円は、前年度とほぼ同額となっております。

次に、葬祭費8億8,770万円は、前年度より2千万円余の減となっております。

次に、その他の支出でございますが、

特別高額医療費共同事業拠出金等6,304万4千円は、前年度とほぼ同額となっております。

次に、保健事業費5億7,044万3千円は、前年度より5千万円余の増となっております。

次に、電算処理費などの総務費6億5,102万1千円は、前年度より4千万円余の増となっております。

次に、諸支出金3,631万5千円は、主に市町村が徴収した保険料のうち、資格喪失等で過納額が発生した場合、その分を還付しますが、当該還付が過年度分の場合、還付分を広域連合から市町村に支出することになるため、それに要する費用などがございます。前年度より1千万円余の減となっております。

次に、予備費といたしまして、給付費増への対応や次年度への繰越財源として15億8,698万8千円を見込むものがございます。

なお、記載はしておりませんが、27年度に計上していたもので、28年度皆減としました2件についてご説明いたします。

一つは県財政安定化基金拠出金で、これは見込み以上に療養給付費が増えた場合等のリスク対応、また保険料の上昇抑制財源として、国、県、広域連合で1/3ずつ積み立てている基金ですが、27年度末の残高で、その対応が可能と思われること、また新保険料率の負担軽減になることから、28年、29年度は基金の積み増しは見送ることとし、計上いたしませんでした。

もう一つは、後期高齢者医療制度臨時特例基金等事業費で、国の基金見直しにより、後期高齢者医療制度臨時特例基金が、今年度末で解散予定でありますことから、基金を財源とした事業は計上いたしませんでした。

次に、歳入でございますが、左側のグラフをご覧ください。

まず、国の普通調整交付金222億8,767万5千円ですが、療養給付費等の増によりまして、前年度より23億1千万円余の増となっております。

次に、国・県・市町村が定率で負担する療養給付費等負担金ですが、これも療養給付費等の増によりまして、国負担分563億9,632万9千円は、前年度より21億9千万円余の増、その下の県負担分、市町村負担分は、それぞれ187億9,877万7千円で、前年度より7億3千万円余の増となっております。

そういたしまして、調整交付金と合わせた公費負担が、歳入の約5割となっております。

次に、支払基金交付金946億969万3千円は、歳入の約4割を占めておりますが、療養給付費等の増によりまして、前年度より27億9千万円余の増となっております。

次に保険料129億1,572万2千円でございますが、前年度より3億6千万円余の減となっております。これは、軽減対象者の拡大等によるものでございます。

次に、保険料の公費補てん65億6,933万円ですが、昨年度より2億1千万円余の増とな

っております。これは、軽減対象者の拡大等により、国・県・市町村の負担金等が増となるものであります。内訳につきましては、説明書きの中ほど、保険料の公費補てんの枠をご覧ください。

次に、高額医療費に対する支援 18 億 331 万 6 千円は、前年度より 1 億 8 千万円余の増となっております。内訳につきましては、説明書きの高額医療費に対する支援をご覧ください。

次に、原発事故に係る財政支援ですが、原発事故による被保険者の保険料の減免及び、窓口での一部負担金の免除分の費用が国から補填されるもので、29 億 8,100 万 2 千円でございます。

次に、繰越金 33 億 7,283 万 4 千円ですが、平成 27 年度からの繰越金で、保険料上昇抑制財源等に活用されます。

次に、その他の収入 10 億 4,205 万円につきましては、説明書きにありますように、健康診査事業に係る市町村負担金及び国補助金、並びに一般会計からの事務費等繰入金等となっております。

以上が、議案第 11 号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（野地 久夫君） それでは、議案第 11 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって議案第 11 号の質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第 11 号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、原案どおり可決されました。

（22）同意第 1 号の説明、採決

議長（野地 久夫君） 次に、日程第 18 「同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（小林 香君） 議案書の 20 ページをお開き願います。

同意第 1 号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

別冊の資料 1 議案等説明資料によりご説明いたしますので、29 ページをご覧ください。

監査委員のうち、広域連合議会議員のうちから選任した佐藤満委員が、平成 27 年 11 月 19 日任期満了となったことから、後任の監査委員として、植村恵治議員を選任することについて、同意を求めるものでございます。

議長（野地 久夫君） これより、「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

この件につきましては、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって除斥の必要がありますので、植村恵治君の退席を求めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。「同意第1号」植村恵治君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野地 久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「同意第1号」植村恵治君の監査委員選任に同意することに決しました。

ここで、植村恵治君の入室を認めます。

（23）閉会及び閉議の宣告

議長（野地 久夫君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成28年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午後4時1分）